

# ファンドニュース

## 再生可能エネルギーと税制改正大綱

pwc

2016年3月

### はじめに

平成27年12月に平成28年度税制改正大綱が閣議決定されています。当大綱では幅広い項目の税制について検討がなされていますが、今回はこの中で、太陽光、風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーに影響があるものにフォーカスして解説したいと思います。再生可能エネルギーについては、その導入を図るためのインセンティブとなるよう、発電設備等に関連して税制上の優遇制度がいくつか設けられていますが、今回、これらに関する見直しが行われています。さらに、再生可能エネルギー設備を、上場インフラファンドの資産として組み込んだ場合の税制措置の期間を延長する旨が検討されています。まずはこの点について解説します。

### 上場インフラファンド

上場インフラファンドでは、投資法人という制度を利用することが想定されています。投資法人制度は上場不動産投資法人(いわゆるJリート)でも採用されているものであり、いわゆるファンドとして利用されることが前提となるため、一定のガバナンスを有しているものの、自社に従業員は存在せず業務を外部委託して運営される形式のものです。この投資法人の税制上の特徴は、特定の資産の割合が総資産の50%を超えていることや、利益の90%以上を分配する等の要件<sup>1</sup>を満たす場合、支払分配金を課税所得の計算上、損金に算入することができるという点にあります。このため、一定の要件を満たした上で利益の全てを分配する場合には、税負担がかなり少ない結果となることが予想されます。

現行制度では、支払分配金の損金算入を可能とする要件を満たす上で重要となる特定の資産に再生可能エネルギー発電設備を含めることができる期間の上限を10年としているところ、以下のように20年に延長する措置が講じられており、この点において、有利なものとなっています。

[大綱より抜粋]

投資法人に係る課税の特例について、次の措置を講ずる。

- ① 特定の資産の割合が総資産の50%を超えていることとする要件について、特定の資産の範囲に再生可能エネルギー発電設備を含めることができる期間を再生可能エネルギー発電設備を最初に賃貸の用に供した日から20年(現行:10年)以内に終了する各事業年度とする。

<sup>1</sup> 正確な税制上の要件は、税法を参照されたい。

## その他

その他、再生可能エネルギー設備等について以下のような措置が検討されています。

[大綱より抜粋]

### (地方税)[延長・拡充等]〈固定資産税・都市計画税〉

(1) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の認定発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

① 太陽光発電設備については、同法に規定する認定発電設備の対象外であって政府の補助を受けて取得した一定の設備に適用対象を見直した上、価格に次の割合を乗じて得た額を課税標準とする。

イ 大臣配分資産又は知事配分資産 3分の2

ロ その他の資産 3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合

② 風力発電設備については、価格に次の割合を乗じて得た額を課税標準とする。

イ 大臣配分資産又は知事配分資産 3分の2

ロ その他の資産 分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合

③ 水力発電設備及び地熱発電設備については、価格に次の割合を乗じて得た額を課税標準とする。

イ 大臣配分資産又は知事配分資産 2分の1

ロ その他の資産 2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合

④ バイオマス発電設備については、適用対象を一定の規模未満の設備に限定した上、価格に次の割合を乗じて得た額を課税標準とする。

イ 大臣配分資産又は知事配分資産 2分の1

ロ その他の資産 2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合

### (国税)[廃止・縮減等]

(1) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(環境関連投資促進税制)について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する(所得税についても同様とする。)

① 風力発電設備について普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却ができる措置(即時償却)を廃止する。

② 対象資産について、太陽光発電設備を電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の認定発電設備以外のものとする等の見直しを行う。

③ 税額控除の対象資産から車両運搬具を除外する。

## おわりに

このように再生可能エネルギーに関して複数の改正措置が言及されているため、再生可能エネルギーに関連する事業を行っている会社や出資者は、そのビジネス上の機会や影響について慎重に検討することが必要と考えられます。

なお、税制改正大綱全体についての概要は、PwC税理士法人が2016年度税制改正速報を作成しておりますので、リンク先においてご覧になることができます。

### [2016年度税制改正速報](#)

さらに、税制改正大綱の全文については以下のリンク先を参照していただければと思います。

### [平成28年度税制改正の大綱](#)

なお、内容にご質問などございましたら、以下のお問い合わせフォームからご連絡いただければと思います。

文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることを申し添えます。

PwCあらた監査法人  
第3金融部(資産運用)  
パートナー 太田 英男

PwCあらた監査法人 第3金融部(資産運用)  
[お問い合わせフォーム](#)

本冊子は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本冊子の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本冊子に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本冊子に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、PwCあらた監査法人、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2016 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. In this document, "PwC" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata, which is a member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each member firm of which is a separate legal entity Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.